

届出人 Notifier Name (署名又は記名押印)	届出人住所 ※異動者本人及び本人と同居の場合は記載不要	届出人 電話番号 Tel. — —					
届出年月日 Notification Date (yy/mm/dd)	異動年月日 Move(in/out) Date (yy/mm/dd)	異動理由 □ 職業 □ 住宅 □ 学業 □ 家族 □ 戸籍 □ その他					
新住所 Address (New)	新住所主 世帯主						
旧住所 Address (Old)	旧住所主 世帯主						
異動者 Move (in/out) Person	フリガナ 氏名 Name	生年月日 Birth Date (yy/mm/dd)	性別	続柄	<p>～ 注意事項 ～</p> <p>虚偽の届出を行うと、5万円以下の過料に処されます（住民基本台帳法以外の法令で刑を科す場合を除く）。</p> <p>郵送による転出届は、次の方だけが手続きできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードをお持ちの方 ・急に異動することとなり、当市で届出する時間的余裕がないまま転出され、当市の窓口に来ることが困難な方 		
		明大昭 平令	男 Man 女 Woman				
		明大昭 平令	男 Man 女 Woman				
		明大昭 平令	男 Man 女 Woman				
		明大昭 平令	男 Man 女 Woman				
		明大昭 平令	男 Man 女 Woman				
			市記入欄	受付	作成	点検	発送

以下のものを**必ず同封**し、郵送してください。※郵送先裏面参照

1 届出人の本人確認書類の写し（コピー）

- ※ マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポート、在留カード等の写しを送付してください（有効期限があるものは、期限内のものに限る。）。
- ※ 上記のような官公署が発行する顔写真付きの本人確認書類がない場合は、事前に電話（Tel.025-520-5685（直通））で市民課へお問い合わせください。

2 転出証明書送付用封筒（マイナンバーカードをお持ちの方は不要ですが、上越市を転出されて14日以上経過している場合はカードを利用した転出はできませんので、封筒をご用意ください。）

- ※ 切手を貼り、宛先として転出先住所と氏名を記載してください（転出証明書には、マイナンバーが記載されています。紛失、漏えい等の事故を防止するため、簡易書留とすることが推奨されていますので、簡易書留を希望する場合は追加分の切手を合わせて貼ってください。）。
- ※ 転出証明書を送付できる住所は転出先の住所だけで、他の住所には送付できません。ただし、**届出人が代理人の場合**は、代理人の住所地に転出証明書を送付しますので、宛先は代理人の住所と氏名を記載してください。

～ マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを所有されている方へ ～

※ 以下の場合はカードが廃止されますので注意してください。

- ① 新しい市区町村に転入した日から14日以内に転入届を行わなかった場合
- ② 転出届の際に届け出た（転出証明書に記載された）転出予定日から30日以内に転入届を行わなかった場合
- ③ 転入届を行う際にカードの継続手続きを行わず、その後も行わないまま90日が経過した場合
- ④ 転入届を行う際にカードの継続手続きを行わず、その後も行わないまま別の市区町村に転出した場合

※ 転出先市区町村でカードの継続手続きを行う際はカードの暗証番号（4桁）を入力していただきます。カード所有者以外の方が代理で継続手続きを行う際の手続方法は、転入先の市区町村にお問い合わせください。

～ その他 ～

※ 御記入いただいた個人情報については、上越市個人情報保護条例に基づき、届出目的以外に使用しません。

※ 転出届（郵送用）は以下の宛先に送付してください。

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所市民課 転出届（郵送用）担当

【委任状】

※異動者本人以外の方が代理で届出をする場合は、異動者本人の委任が必要です。

なお、委任者自身が届出内容を確認の上で委任状に署名又は記名押印していれば、他の項目は代理人が代筆しても構いません。

委任内容：裏面の届出人に転出に係る権限を委任します。

委任者：氏名

住所

電話番号

— —